

**文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）  
中間年度見直し（素案）**

**平成 27 年 8 月  
文京区**



## 【目 次】

第1章 中間年度見直しの概要 .....	1
1. 1 中間年度見直しの目的.....	1
1. 2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化.....	1
1. 3 計画前半期の実績.....	2
1. 4 見直しの方向性.....	2
1. 5 計画の位置づけと期間.....	3
第2章 リサイクル清掃事業の課題.....	4
2. 1 地域特性からみた課題.....	4
2. 2 3Rの課題.....	6
2. 3 適正処理の課題.....	7
第3章 基本理念・基本方針.....	8
3. 1 基本理念.....	8
3. 2 基本方針.....	9
第4章 計画の推進体制.....	10
4. 1 双方向の情報交換と区民参画.....	10
4. 2 区の推進体制.....	10
4. 3 文京区リサイクル清掃審議会.....	10
4. 4 PDCAサイクルによる進捗管理.....	11
第5章 計画の目標.....	12
5. 1 平成26年度のごみ・資源量の推計.....	12
5. 2 ごみ・資源の排出量の予測.....	13
5. 3 数値目標.....	15
第6章 進捗の管理.....	16
6. 1 基本指標.....	16
6. 2 モニター指標.....	18
6. 3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要.....	19
第7章 目標達成のための具体的施策.....	20
7. 1 施策の体系.....	20
7. 2 個別施策.....	21
7. 3 基本的なごみ処理体制.....	37
第8章 生活排水処理.....	40
参考資料.....	41
資料1 排出実態調査の結果.....	41
資料2 進捗状況管理のための仮定値の算定.....	51



# 第1章 中間年度見直しの概要

## 1. 1 中間年度見直しの目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」は、自治体が行う一般廃棄物処理について、計画を定めて実施することとしています。平成 23 年度に策定した本区の一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）は、長期的視点に立った計画期間 10 年のものとなっていますが、計画期間中における状況の変化に応じた対応も必要です。このことは、現行計画の策定段階から想定しており、社会・経済情勢などの変化に対応して中間年度での見直しを行うこととしています。

今回の中間年度見直しは、計画期間の中間点である 5 年目に、過去 5 年間の事業実績と状況変化をまとめ、今後 5 年間の事業実施に必要な修正を行うものです。

## 1. 2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化

現行計画の期間中、本区のリサイクル清掃事業をとりまく状況に大きな変化がありました。

まず、環境基本法に基づき国が定める計画である「第四次環境基本計画」が、平成 24 年 4 月に閣議決定されました。ここでは、目指すべき持続可能な社会の姿を、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域に渡って保全される社会と位置づけています。

つぎに、循環型社会形成推進基本法に基づき国が定める計画である「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成 25 年 5 月に閣議決定されたことがあげられます。それまでの循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物処理の基本を Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとった 3R と規定していましたが、新しい計画では、廃棄物の発生そのものを抑えることを優先課題とし、再資源化に先立って行うべき 2R（発生抑制・再使用）を前面に打ち出しました。なお、再資源化は、引き続き廃棄物処理の手段の一つとして位置づけています。また、こ

これらのことの前提条件として、有害廃棄物の適正な処理や災害時の生活維持機能の確保など、安全・安心の取り組みを強化することが求められています。

一方、新たに小型家電をリサイクルするための法整備として、使用済み小型電子機器の再資源化を促進する法律である「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月に施行されました。

そのほか、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法の見直しなどが進められており、中間年度見直し後に対応が必要となることが想定されますが、本区は、状況の変化に柔軟に対応しながら、より良いリサイクル清掃事業を遂行していきます。

### 1. 3 計画前半期の実績

本区は、平成 23 年度から現行計画に基づいてリサイクル清掃事業を実施していますが、中間年度までで良好な結果が出ています。これは、現行計画が概ね有効に機能していることを示しています。

平成 26 年度に実施した「家庭ごみ排出原単位調査・組成分析調査」では、区民 1 人 1 日当たりのごみ量（排出原単位）が減少していること、ごみに混入した資源物や収集対象外の品目の割合が低下して正しい分別が進むようになってきていることが明らかになりました。

### 1. 4 見直しの方向性

見直しにあたって、「1. 3 計画前半期の実績」を見るとおり、現行計画は有効に機能していることから、現行計画の方向性は維持しつつ、状況の変化に対応していくこととします。

これまで本区では、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みを優先的に進めることで、適正な循環が保たれた「モノ配慮社会」を目指すという考え方を基本計画の基本理念としていました。しかし、「1. 2 リサイクル清掃事業をとりまく状況の変化」でも触れたとおり、国の第三次循環型社会形成推進基本計画において 2R が優先すべき課題として前面に打ち出されたことで、本区の基本理念に通ずることとなりました。これを受け、本区の計画では 2R 重視の考え方を再認識したうえで、計画の進捗状況を管理するための指標の

見直しを行います。

また、平成 23 年度から今日までの現行計画（前半期）の実績や状況変化を今後 5 年間のリサイクル清掃事業に反映できるよう、施策について必要な修正を行います。

## 1. 5 計画の位置づけと期間

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画です。「文京区基本構想」を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しています。

平成 23 年度に策定した現行計画においては、計画期間を平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間とし、中間年度（27 年度）で社会・経済情勢等の変化を考慮した見直しを行うこととしていました。今回策定した計画は、この中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期、平成 28 年度から 32 年度とします。

図 1-1 本計画の位置づけ

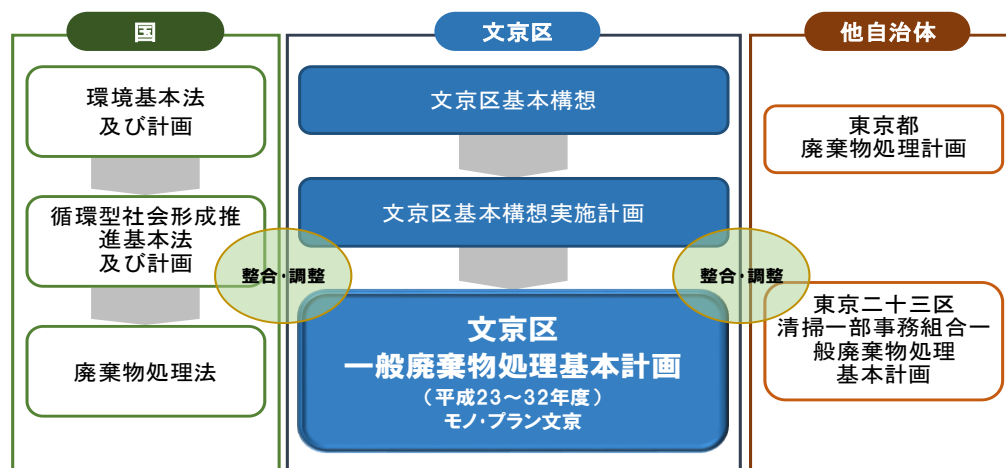


図 1-2 計画期間



## 第2章 リサイクル清掃事業の課題

### 2. 1 地域特性からみた課題

#### 1 世帯構成

平成17年と平成22年の国勢調査を比較すると、1人世帯は12,754世帯増加しており、1世帯当たりの人員は1.92人から1.80人に減少しています。この中には、地域との結びつきが比較的弱い、ワンルームマンションなどに居住する若年単身者も多くいると考えられます。これらの世帯に対して、ごみ・資源の分別や排出方法などの基礎的な情報を効果的に伝える方策を検討する必要があります。また、高齢社会の進展に伴って高齢者人口も約20%となっており、ごみ出しが困難な高齢者を対象とした訪問収集などの施策がさらに重要になってきます。

図2-1 世帯構成

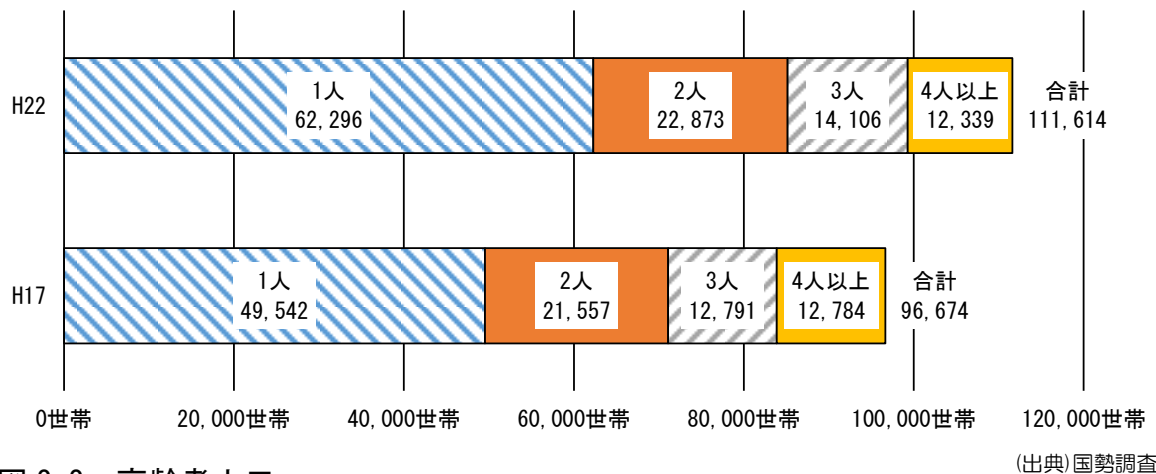
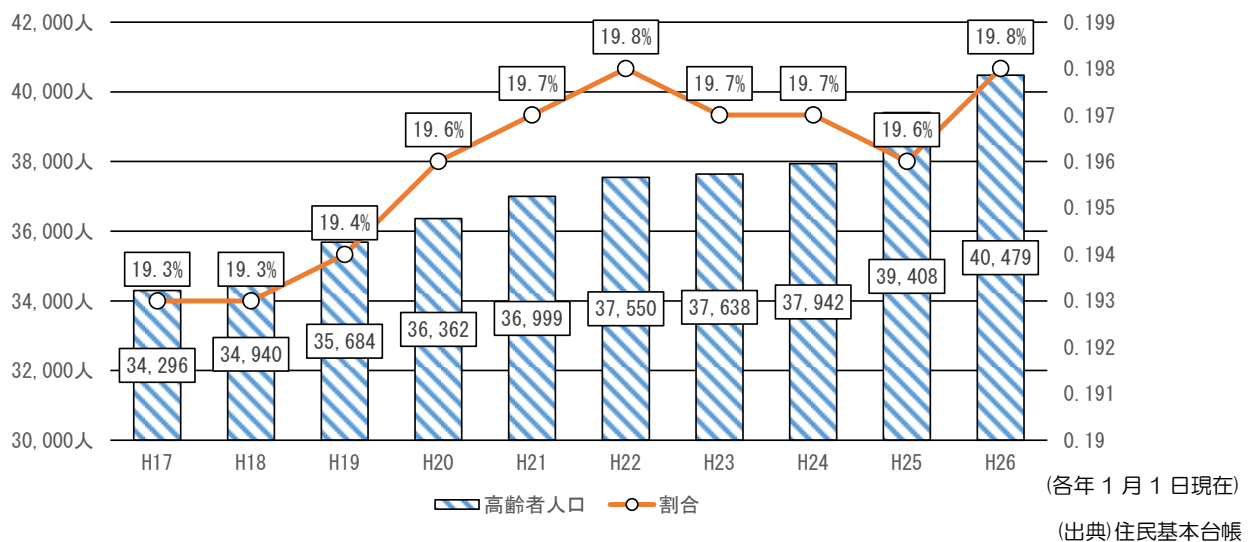


図2-2 高齢者人口

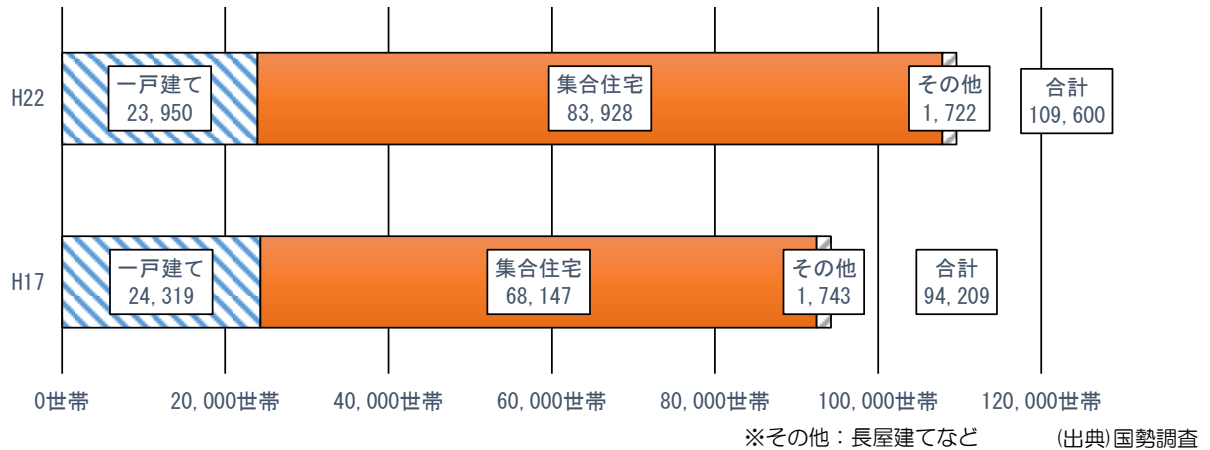




## 2 住居形態

同じく平成 17 年と平成 22 年の国勢調査によると、全世帯のうち集合住宅に居住する世帯は 15,781 世帯増加しており、約 77%の世帯が集合住宅に居住しています。今後も集合住宅の増加が見込まれることから、集合住宅の特性を生かした普及啓発や施策を推進する必要があります。

図 2-3 住居形態



## 3 地域コミュニティ

平成 26 年に実施した「ごみと資源に関する区民アンケート調査」によると、本区には、例えば、熱心に集団回収に取り組むなど、地域コミュニティ活動が活発な地域と、そうでない地域が混在しています。それぞれの地域コミュニティの特性に応じた施策の検討が必要です。

## 4 事業用建築物

本区内には延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物が約 290、延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用中規模建築物が約 360 ありますが、その中で、オフィスビル、医療機関、教育機関が全体の約 7 割を占めています。特にこれらの建築物から排出されるごみ・資源の適正排出や 3R を推進する必要があります。

## 5 大学等教育機関

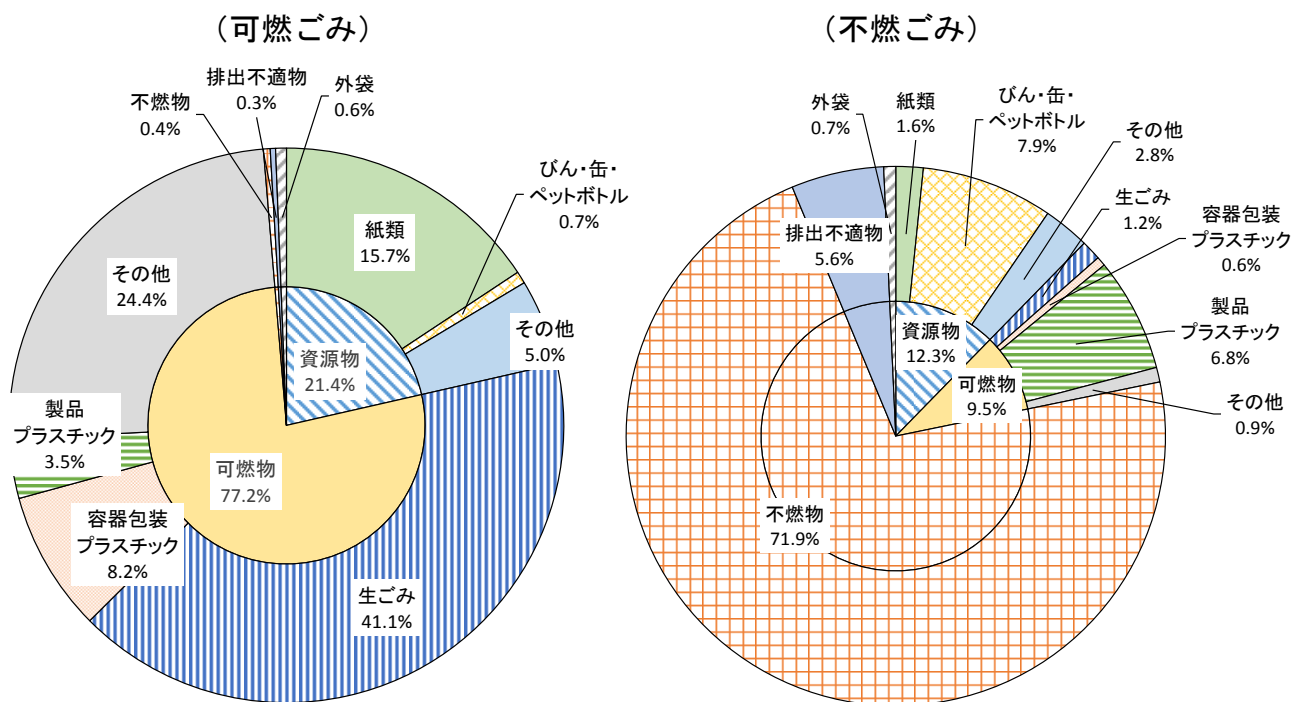
本区は、「文<sup>ふみ</sup>の京<sup>みやこ</sup>」の名が示すように、教育機関が多いことが特徴であり、特に大学の数は 19 を数えます。区内に居住する学生も多くいると考えられることから、大学と連携した学生に対する普及啓発の取り組みを進める必要があります。

## 2. 2 3Rの課題

### 1 分別の徹底

平成 26 年度に実施した「文京区家庭ごみ組成分析調査」の結果から、紙類、びん、缶、ペットボトルなどの資源物が、可燃ごみの 21.4%、不燃ごみの 12.3%を占めていることがわかりました。これら資源物の割合は、前回平成 21 年度の調査結果と比較すると大きく改善されていますが、さらに割合を下げてごみ減量を推進するため、より一層の分別の徹底が必要です。

図 2-4 平成 26 年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果



### 2 生ごみ対策

上記の調査から、家庭系ごみの約 41.1%は生ごみが占めていることも明らかになっています。さらなるごみ減量を推進するためには、生ごみの発生抑制やリサイクルを進めるための検討が必要です。

### 3 発生抑制・再使用の推進

循環型社会形成推進基本法では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成する必要性から、3Rに取り組むべきと定められています。また、第三次循環型

社会形成推進基本計画では、廃棄物の発生量そのものを抑えることを優先課題として、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを推進することをうたっています。そのためには、区民<sup>1</sup>や事業者の取り組みが不可欠であり、区民等<sup>2</sup>の自主的な取り組みを支援するための施策を引き続き行う必要があります。

## 2. 3 適正処理の課題

### 1 一般廃棄物処理に係る環境負荷の抑制

3Rによりごみとなるものを減らすことは、循環型社会形成に向けて重要な要素です。しかし、最終的にごみとなるものを無くすることはできません。持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、ごみとなってしまったものの適正処理も重要です。収集・運搬・焼却処理・埋立処分といった、ごみ処理の全工程にわたって、温室効果ガスの排出やエネルギーの削減だけでなく騒音や悪臭などを含めた環境負荷を抑制する総合的な努力が必要です。

### 2 ごみ出しマナーの向上

ごみ出しマナーは、ごみ処理の効率に影響するばかりでなく、地域の公衆衛生や景観に対しても大きく影響します。また、このことにより、地域社会でトラブルになることも見受けられます。ごみ出しマナーの向上のために、相談・指導などの施策を行う必要があります。

### 3 一般廃棄物処理に係る責任・負担の適正化

廃棄物処理法や文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業所から排出されるごみは、一般廃棄物処理業者に処理委託をするなどの自己処理が原則です。本区は、有料で事業系一般廃棄物の一部の処理を行っていますが、その処理コストの一部は区の負担となっています。区の財政負担の軽減や民間活力の育成という面からも、事業系一般廃棄物の民間処理を推進する必要があります。

---

<sup>1</sup> 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいいます。

<sup>2</sup> 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいいます。

## 第3章 基本理念・基本方針

### 3. 1 基本理念

#### 区民が安心して暮らせる循環型社会の実現

本区では、清掃事業の都からの移管時（平成 12 年度）より、大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの脱却を念頭に、ごみとなる前の「モノ」の一生を見据えて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みを優先的に進めてきました。この適正な循環が保たれた「モノ配慮社会」を目指すという考え方のもとに、一般廃棄物処理基本計画を策定し、事業を推進しています。

この考え方は、大量生産・大量消費・大量廃棄のもとでリサイクルが行われていた当時においては先進的なもので、国の 3R 政策の一步先を行くものでした。また、これは本区のリサイクル清掃事業のコンセプトとして大きな役割を果たしています。

現行計画策定後、国の法律や体制の整備が大きく進んできています。特に平成 25 年に定められた国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、3R から 2R への明確な転換がうたわれており、本区が取り組んできた「モノ配慮社会」と目指すところが同じものとなっています。また、同計画では、有害廃棄物対策や東日本大震災を踏まえて、「安全・安心」が確保された循環資源の流れを構築することがより重要となっているとし、適正処理の重要性が指摘されています。

今回の一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しにおいては、国等のこうした動向を踏まえ、これまでの基本理念の中心概念である「モノ」に国の掲げる 2R の考え方を取り込み、災害時の生活維持機能の確保など安全・安心な適正処理の概念を加えて、区のリサイクル清掃事業に活かして行くこととします。

### 3. 2 基本方針

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するため、文京区では、次の3つの基本方針に基づき事業を実施します。

#### 基本方針1

**生活環境を維持するために適切な清掃サービスを確保します。**

本区は、生活環境保全と公衆衛生向上を志向し、状況に応じた収集運搬体制の構築、環境負荷を低減するための中間処理の推進、最終処分量の最小化といったリサイクル清掃事業を円滑に遂行し、区域の清潔を維持するために適切な清掃サービスを確保します。また、災害時においても、区民生活維持のための機能が確保されるよう努めます。

#### 基本方針2

**区民等と協働して2Rの取り組みをリサイクルに先立って推進します。**

本区は、区民等の理解と協力を得ながら、協働してリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進します。そのために、本区は、区民等が主体的に取り組むことができるよう、環境整備に努めます。

#### 基本方針3

**効率的なリサイクル清掃事業を推進します。**

本区は、リサイクル清掃事業の実施に際しては、ごみの減量や処理と費用のバランスをとりながら、効率的に事業運営をします。

## 第4章 計画の推進体制

### 4. 1 双方向の情報交換と区民参画

本計画を具体的かつ効果的に遂行するためには、区民等の協力と各主体間の信頼の構築が不可欠です。区は、区民等が主体的にリサイクル清掃事業に参画できるよう、区民等との双方向の情報交換を図る必要があります。そのため、本区は前計画から明確に位置づけられている区民参画の考え方を踏襲し、より積極的な区民参画を図っていきます。

また、区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、地域活動団体やNPOの役割が重要です。本区は、これらの団体と協働しながらリサイクル清掃事業を推進するとともに、団体が自主的かつ積極的に活動できるよう、育成支援を行っていきます。

### 4. 2 区の推進体制

本区はリサイクル清掃部署だけでなく、全庁を挙げて本計画の推進を図ります。リサイクル清掃部署は関連する事業を行っている部署と連携を取りながら事業を進めます。また、庁内のごみ減量活動等については引き続き、全部署が一体となって取り組んでいきます。

### 4. 3 文京区リサイクル清掃審議会

「文京区リサイクル清掃審議会」は区長からの諮問事項を審議し、その結果を答申に取りまとめることを中心に運営していますが、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

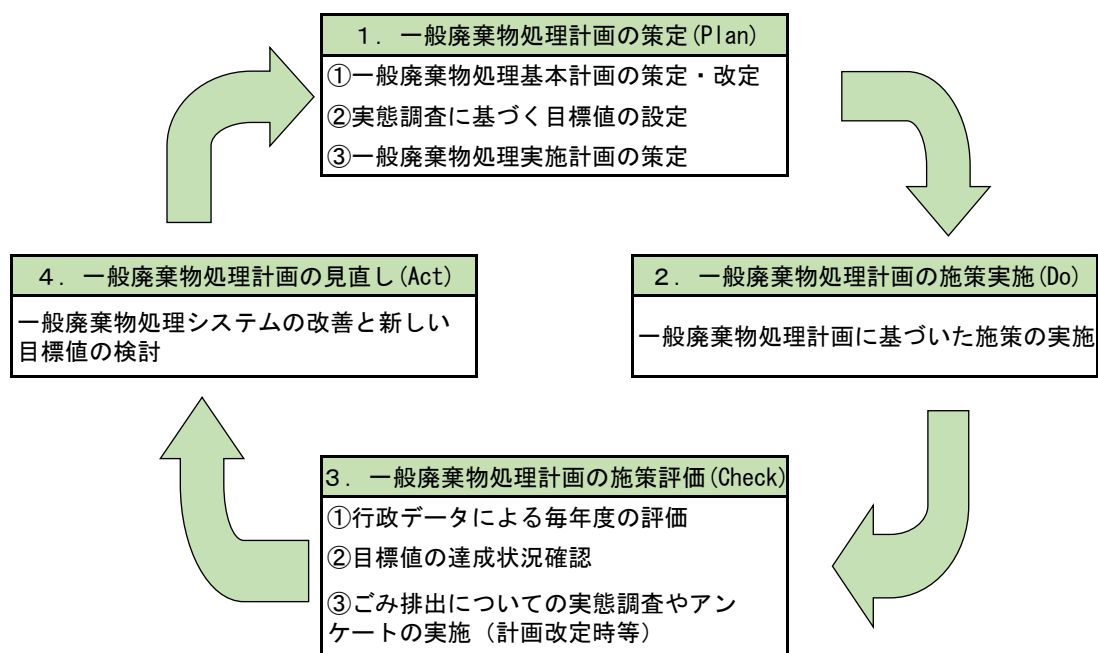
## 4. 4 PDCAサイクルによる進捗管理

本計画では、計画策定(Plan)⇒施策実施(Do)⇒施策評価(Check)⇒見直し(Act)というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。

評価にあたっては、区収集ごみ量や区内の事業所から発生する持込ごみ<sup>3</sup>量などの行政データ<sup>4</sup>を把握し、活用します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行います。

区民の意見を幅広く施策に反映させるため、これらのデータを参考に、文京区リサイクル清掃審議会で審議し、評価します。

図 4-1 PDCAサイクル



<sup>3</sup>排出事業者が清掃工場などに自らあるいは許可業者に委託して搬入するごみです。

<sup>4</sup>毎年、文京区が把握しているデータで、ごみ量としては区収集ごみ量、持込ごみ量、資源量としては集団回収量、集積所回収量、拠点回収量、粗大ごみ資源化量です。

## 第5章 計画の目標

### 5. 1 平成26年度のごみ・資源量の推計

平成26年度に実施した「文京区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」と行政データなどから推計した平成26年度のごみ・資源量の推計を表5-1に示します。表5-1の左側は年間ごみ・資源量で表したものの、右側は家庭系について人口で除し、1人1日当たりのグラム数で表したものです。

表5-1 平成26年度のごみ・資源量の推計

		年間ごみ・資源量(t/年)			1人1日あたりの 家庭系の量 (g/人日)
		家庭系	事業系	合計	
ごみ	区収集可燃ごみ	26,726	13,683	40,409	354.0
	区収集不燃ごみ	1,132	560	1,692	15.0
	粗大ごみ	1,283	-	1,283	17.0
	持込ごみ	-	23,189	23,189	-
	合計	29,141	37,432	66,573	386.0
資源	集積所回収	7,966	-	7,966	105.5
	集団回収	6,001	-	6,001	79.5
	拠点回収(行政回収)	268	-	268	3.5
	粗大ごみ資源化	352	-	352	4.7
	店頭回収(自主回収)	78	-	78	1.0
	新聞販売店回収	211	-	211	2.8
	自己処理	82	-	82	1.1
	事業系リサイクル	-	26,479	26,479	-
	合計	14,958	26,479	41,437	198.1



## 5. 2 ごみ・資源の排出量の予測

### 1 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」では、平成 22 年、平成 27 年、平成 32 年の将来人口を推計しています。このデータを利用して、平成 26 年度を 1 とした係数を算出し、平成 26 年 10 月 1 日の住民基本台帳人口に乗じて、平成 32 年までの人口を推計しました。

表 5-2 推計に用いる将来人口

	推計人口（人）
平成26年	206,842
平成27年	207,566
平成28年	207,628
平成29年	207,690
平成30年	207,752
平成31年	207,835
平成32年	207,897

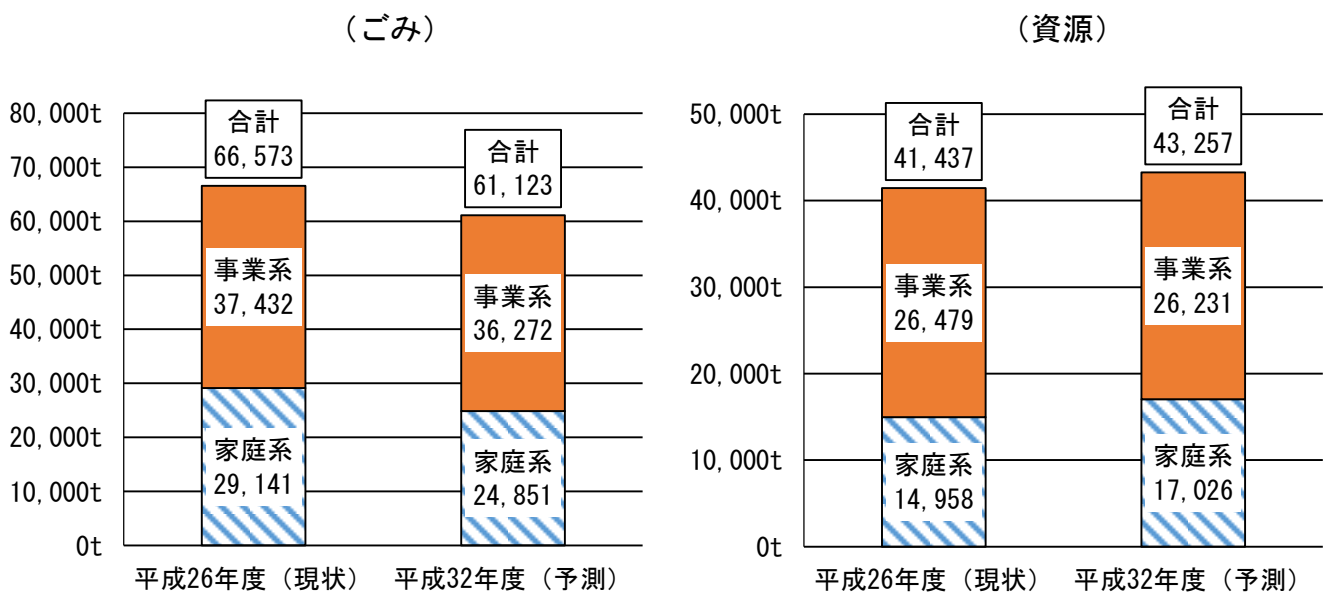
（注）各年10月1日現在

## 2 ごみ・資源の排出量の予測

表 5-1 で推計した平成 26 年度のごみ・資源量をもとに、以下の方法で、平成 32 年度のごみ・資源の排出量を推計しました。

- 家庭系ごみ：1 人 1 日当たりの量が平成 23 年度から平成 26 年度までと同様の傾向で減少すると仮定し、人口増加を考慮して推計。
- 事業系ごみ：区収集分は家庭系ごみとの比率が一定と仮定し、持込ごみは現状の量で推移すると仮定して推計。
- 家庭系資源：平成 23 年度から平成 26 年度までと同様の傾向で推移すると仮定して推計。
- 事業系資源：事業用大規模建築物における再利用量に対する事業系資源量の比率が一定のまま、平成 23 年度から平成 26 年度までと同様の傾向で推移すると仮定して推計。

図 5-1 ごみ・資源の排出量の予測



### 5. 3 数値目標

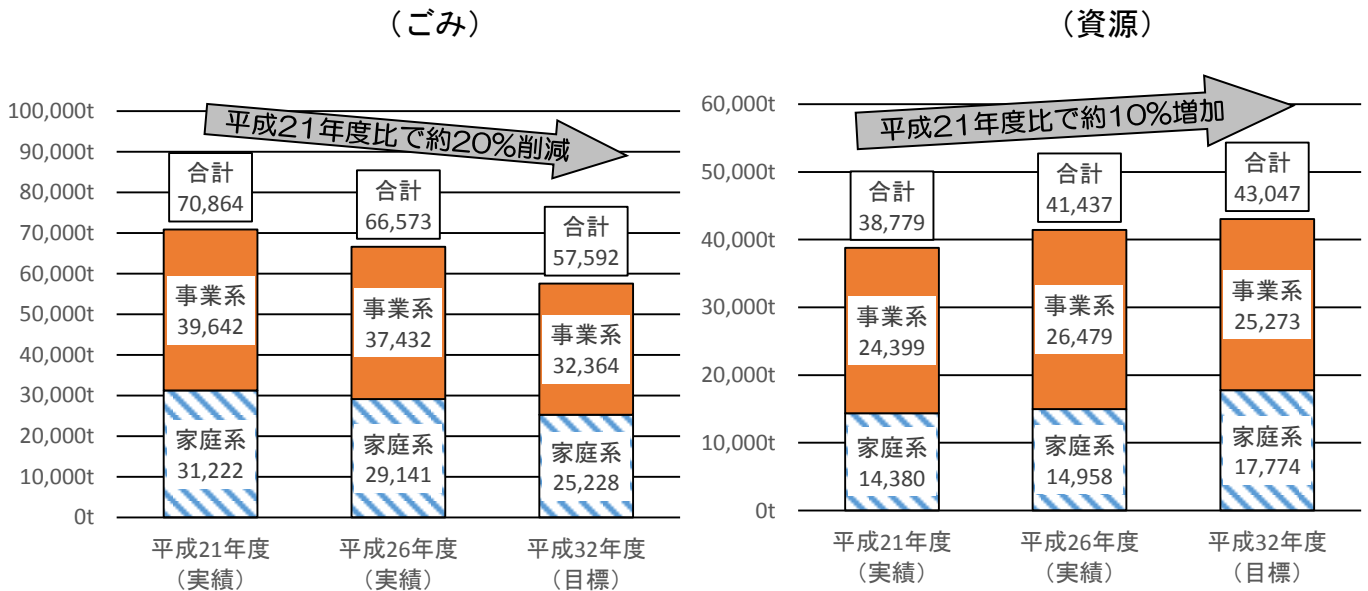
平成 32 年度のごみ・資源量の数値目標を次に示します。

家庭系は、区民 1 人 1 日当たりのごみ量（排出原単位）が目標値に近い値で減少していること、事業系は事業系廃棄物の排出指導の成果が見込めること、資源回収量の合計値は順調に伸びていることから、数値目標の変更は行わないものとします。

**ごみ量**  
平成 32 年度に平成 21 年度比で約 20%削減  
(平成 32 年度目標ごみ量 57,592 t / 年)

**資源量**  
平成 32 年度に平成 21 年度比で約 10%増加  
(平成 32 年度目標資源量 43,047 t / 年)

図 5-2 ごみ・資源量の目標値



数値目標を達成するためには、2Rの取り組みによりごみの排出量を減らすこと、分別によりごみから資源に回る割合を増やすことが重要です。

また、2Rのうち特にリデュースを重視する観点から、ごみの減量・資源の増量に取り組むだけでなく、ごみと資源を合わせた総量を減らしていく必要があります。

## 第 6 章 進捗の管理

本計画の目標を達成するためには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために「基本指標」と「モニター指標」という 2 種類の指標を用いています。基本指標は、具体的な数値目標を設定し進捗状況を管理する指標です。モニター指標は、具体的な数値目標は設定しませんが、毎年度その推移を把握する指標です。

### 6. 1 基本指標

#### 1 基本指標と目標値

次の 2 つの基本指標で進捗状況を管理します。

表 6-1 基本指標

基本指標 1	区民1人1日当たりの総排出量(g/人日)
基本指標 2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)

基本指標 1「区民 1 人 1 日当たりの総排出量」は、区が処理に關与するごみ・資源の総量を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）、民間ルートでのリサイクル（資源の店頭回収、新聞販売店回収、事業系ごみのリサイクルなど）の結果として減少します。本計画ではごみ減量を図るとともに、資源についても 2R を優先する観点から、これを新たに基本指標として位置づけます。

基本指標 2「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」は、家庭から排出される収集ごみ量の合計を区民 1 人 1 日当たりの量に換算したものです。リデュース・リユースに加えて、分別徹底の効果を測る指標となることから、基本指標として位置づけます。

これまで基本指標としてきた家庭系リサイクル率と事業系リサイクル率は、本計画がリサイクルに先立って 2R を推進することを基本方針とするため、モニター指標とします。また、事業系ごみは、排出者による自己処理が原則であり、区が把握できるごみ量に限度があることから、事業系ごみ量もモニター指標とします。

基本指標の目標値を表 6-2 に示します。

表 6-2 最終目標年度の基本指標の目標値

		単位 (g/人日)		
		平成21年度 推計値	平成26年度 推計値	平成32年度 (最終目標値)
基本指標 1	区民 1 人 1 日当たりの 総排出量	—	1,075	987
基本指標 2	区民 1 人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	435	386	332

## 2 進捗状況の管理

進捗状況の管理に使用するデータを表 6-3 に示します。これらの数値を使用して、年度ごとに基本指標を算定し、中間及び最終目標年度の目標値と比較をすることで進捗状況を管理します。

表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値

指標の算定式		$総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1$	
		$家庭ごみ排出量 = (W1 \times A) + (W2 \times B) + W3$	
算定に 使用する データ	行政 データ	W1	区収集による可燃ごみ量
		W2	区収集による不燃ごみ量
		W3	粗大ごみ量
		W4	持込ごみ量
		R1	区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)
	仮定値 (注)	A	区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.1%
B		区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合66.9%	

(注) 一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する、ごみ排出についての実態調査やアンケート調査による推計値。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。  
仮定値の算定方法は82ページ「資料6 進捗状況管理のための仮定値の算定」を参照。

## 6. 2 モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標として、毎年度、その推移を把握します。各指標の具体的な内容は、表 6-4 のとおりです。

表 6-4 モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量
コストに関する指標	人口 1 人当たり年間処理経費
	ごみ・資源 1 t 当たり年間処理経費

### 6. 3 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

表 6-5 にPDCAサイクルによる進捗評価の概要を示します。毎年度、行政データを用いて担当部署による点検・評価を行いながら、文京区リサイクル清掃審議会で審議します。また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民 1 人 1 日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。

表 6-5 PDCAサイクルによる進捗評価の概要

頻度	毎年度	一般廃棄物処理基本計画改定時
点検・評価の方法	行政データや各施策の執行状況や達成状況などを基に実施します。	ごみの組成割合や区民 1 人 1 日当たりのごみ量、区民や事業者の意識・意向等についての調査を実施します。
点検・評価の主体	担当部署による点検・評価を基本とし、文京区リサイクル清掃審議会で議論します。	
点検・評価の項目	●基本指標	●左記に次の項目を追加します。
	区民 1 人 1 日当たりの総排出量(g/人日)	ごみ・資源のフロー
	区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量(g/人日)	家庭系収集ごみ量
	●モニター指標	事業系収集ごみ量
	家庭系リサイクル率(%)	ごみへの資源物の混入量
	事業系ごみ量(万t/年)	区が収集・関与するリサイクル量
	事業系リサイクル率(%)	区民の意識・意向
	最終処分量(t/年)	事業者の意識・意向
	収集車両のエネルギー消費量(GJ/年)及び温室効果ガス排出量(t/年)	新たな施策の環境負荷評価
		新たな施策のコスト評価
見直し・改善の方法	一般廃棄物処理実施計画に反映します。	一般廃棄物処理基本計画に反映します。
情報公開	区民に対して情報公開します。	

## 第7章 目標達成のための具体的施策

### 7. 1 施策の体系

目標達成のための具体的施策につき、施策の体系を項目ごとにまとめました。

<b>1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進</b>
(1) 情報の提供
(2) イベント等の開催や環境学習の場の提供
(3) 地域活動団体等との連携
<b>2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進</b>
(1) 情報の提供
(2) 事業者との連携
<b>3 家庭系の3Rの推進</b>
(1) リデュース（発生抑制）の推進
(2) 生ごみ減量活動の推進
(3) モノを長く使うライフスタイルの促進
(4) リユース（再使用）の推進
(5) 集団回収の拡充
(6) 資源回収の拡充
<b>4 事業系の3Rの推進</b>
(1) 大規模事業所の3R推進
(2) 小規模事業所の3R推進
(3) 区の率先した取組みの推進
<b>5 適正処理の推進</b>
(1) 適正な収集体制の維持
(2) 区で収集しない廃棄物への対応
(3) 適正排出の推進
(4) 事業系ごみの自己処理の促進
(5) 中間処理・最終処分
(6) 災害時の対応
<b>6 運営管理体制の充実</b>
(1) 双方向の情報交換と区民参画
(2) 国等への要望
(3) 行政内部での連携
(4) 処理費用負担の検討
(5) 情報の公開



## 7. 2 個別施策

### 1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

循環型社会の実現に向けて、発生抑制をはじめとした3Rや適正処理の推進を図るためには、区民一人ひとりがごみ減量や資源化に対して主体的に取り組み、意識を高めていく必要があります。

本区は、区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクル方法などの情報を的確に伝えるとともに、地域活動団体等と実施するイベント等での協働や環境学習の場の提供を通して、効果的な普及啓発に取り組みます。

#### 1-(1) 情報の提供

区内には、さまざまな年代やライフスタイルの区民が生活しています。区民に対して、ごみの減量や3Rに関する情報を的確に伝えていくためには、それぞれの特性に応じた多様な手法を活用する必要があります。

本区は、区報・啓発紙・ホームページなど従来の広報媒体に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して、若年層や単身世帯に対しての周知・啓発を行います。

- 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布  
概ね3年ごとに全戸配布版を作成・配布する。
- 区報ぶんきょう・チラシ・CATVでの周知・啓発  
区設掲示板や「B-ぐる」を活用した周知を行う。
- 啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行  
発行部数や配布方法について検討する。
- 児童向けパンフレット作成・配布  
幼児向けパンフレットについて検討する。
- キャラクターの活用



文京区リサイクルシンボルマーク

既存のキャラクターのさらなる活用を行う。

- リサイクル推進協力店※の PR  
登録店舗の拡充やリーフレットの充実を図る。
- 事業者による自主回収の情報提供
- ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の活用
- 廃棄物処理施設見学会の周知

23 区の清掃工場等の見学会周知を行う。

※リサイクル推進協力店とは

簡易包装やレジ袋削減などといったごみ減量や  
3R 活動に積極的に取り組んでいる店舗・商店を  
リサイクル推進協力店として認定するとともに、  
ホームページやリーフレットで区民に PR している。



協力店マーク

## 1-(2) イベント等の開催や環境学習の場の提供

ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区民に対してさまざまな機会を捉えた普及啓発や動機づけが必要になってきます。

本区は、区民の3Rや清掃事業への理解・関心を深めるため、フリーマーケットや施設見学会などのイベントを開催するほか、環境・リサイクル分野の専門家による講演や体験・出張講座などを行い、区民が家庭や地域でできるごみ減量の取り組みを推進します。そのほか、区の他部署によるイベントにおいても普及啓発を行うことで、普段ごみへの関心が薄い区民に対しても3R意識の向上が期待できます。

また、次代を担う子供たちが正しい分別方法やごみ減量のための取り組みについて知り、環境に配慮した生活習慣を身に付けられるよう、区内小学校等での環境学習を行います。

- 文京エコ・リサイクルフェアの開催
- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催
- 文京 eco カレッジの開催
  - ・リサイクル推進サポーター養成講座
  - ・リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）
  - ・公開講座（団体育成支援）
  - ・モノ・フォーラム文京
  - ・エコ先生の特別授業
  - ・生ごみ減量講座
  - ・エコ・クッキング教室
  - ・親子環境教室（環境政策課 実施）
- 集団回収実践団体バス見学会の開催
- ふれあい講座（区内小学校・幼稚園等）の実施  
他自治体の講座視察を行い、内容の充実を図る。
- 児童向けパンフレット作成・配布（再掲）
- 各種イベントでの普及啓発の実施  
分別クイズや3Rの取り組みに関するアンケートを実施する。

### 1-(3) 地域活動団体等との連携

効果的な普及啓発を推進するには、さまざまな主体がそれぞれの強みを活かしつつ、連携して取り組みを進めていくことが重要です。

区は、区内の団体と連携して普及啓発を行っていくほか、イベントの協働開催などを通して、引き続き、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。

- 地域活動団体、NPO などとの協働及び育成支援
  - ・リサイクル施設バス見学会（団体育成支援）
  - ・公開講座（団体育成支援）
  - ・エコ先生の特別授業
  - ・生ごみ減量講座
- 不動産関連団体、大学との連携
  - ・不動産賃貸借契約の機会を捉えた情報提供や普及啓発について検討する。
  - ・区内大学を通じた学生寮への情報提供や普及啓発について検討する。
- 集合住宅管理会社や管理人を通じた情報提供や普及啓発
- 関係団体間のネットワーク形成のための取り組み
- 事業者や大学による環境活動との連携
  - ・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」※に参加する。
  - ・大学の環境サークルに対し、イベントへの出展を勧奨する。
- リサイクル推進協力店の活用
  - ・啓発ポスターの店頭掲出など、普及啓発への協力を依頼する。

※インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは

インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進する、プリンターメーカー6社共同のプロジェクト。

## 2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ・資源について、事業規模にかかわらず、自らの責任で適正に処理をする必要があり、排出にあたっては一般廃棄物処理業者への委託等による自己処理が原則となっています。同時に、環境負荷の低減や排出者責任の原則から、事業活動により生じるごみの減量や資源の再利用に努めることとされています。

事業者の自己処理を推進するには、普及啓発の拡充に加え、事業系ごみの適正処理に関する情報提供が不可欠です。

本区は、事業者に向けた情報提供や連携を強化し、事業者の理解を深めながら意識向上を図っていきます。

### 2-(1) 情報の提供

本区は、分別ルールや排出方法など基礎的な情報の提供に加え、ごみ減量の意義や方法を分かりやすく伝えることで、事業者の普及啓発に努めます。

- 「ごみと資源の分け方・出し方」作成・配布（再掲）
- 区報ぶんきょう・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- 学校ごみダイエツトマニュアルの活用
- 医療廃棄物適正処理パンフレツトの作成  
ホームページで公開したPDFファイルの利用を推奨する。
- 先進的な取り組み事例の紹介  
先進的な取り組みを行う事業者についてのDVDを作成し、講習会で活用する。
- ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の活用（再掲）

### 2-(2) 事業者との連携

本区は、事業者の3Rや適正処理についての理解と意識向上を図るため、事業者との連携を強化し支援を行います。

- リサイクル推進協力店の認定
- 事業者に対する表彰  
適正処理に積極的に取り組む大規模・中規模建築物の所有者に対し、表彰を実施する。

### 3 家庭系の3Rの推進

循環型社会を実現するためには、区民一人ひとりが発生抑制をはじめとした3Rに日常的・継続的に取り組み、ごみを出さないライフスタイルを醸成していくことが求められています。本区は、区民等が主体的に3R推進に取り組めるよう、情報提供や環境の整備に努めます。

特に、可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量は重要な課題であり、さらなる発生抑制のための取り組みを推進する必要があります。

また、限りある資源を有効に活用するため、モノを長く使うライフスタイルの促進やフリーマーケット等を通じたリユースの推進を図るほか、集団回収や資源回収の拡充に取り組みます。

#### 3-(1) リデュース（発生抑制）の推進

ごみを出さないライフスタイルを定着させるためには、区民一人ひとりがリデュースの重要性を認識し、日常生活に取り入れやすい行動から始めていくことが大切です。本区は、リデュースのためにできる具体的な取り組みについて、さまざまな媒体による情報提供を継続的に行います。

- 区報ぶんきょう・チラシ・CATVでの周知・啓発（再掲）
- 啓発紙「Bunkyo ごみダイエット通信」の発行（再掲）
- ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の活用（再掲）
- 児童向けパンフレット作成・配布（再掲）
- 各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- 食品ロス※削減に向けた取り組み

※食品ロスとは

買い過ぎ・期限切れ・食べ残し・過剰な除去（野菜の皮など）等により、本来食べられずなのに捨てられてしまうものをいう。

### 3-(2) 生ごみ減量活動の推進

家庭から排出される可燃ごみの約 4 割を生ごみが占めており、この生ごみを少しでも減らすことができれば大幅なごみの減量につながります。区では、さらなるごみ減量を推進するため、生ごみの発生抑制やリサイクル活動が持続的な習慣として定着するよう、講座や普及啓発を通じて支援に取り組みます。

- 生ごみ減量講座の開催
- エコクッキングの推進
- 生ごみ交流会の開催
- コンポスト化容器のあっせん
- 生ごみの水切り行動の推進
- 生ごみ減量リーフレットの活用

### 3-(3) モノを長く使うライフスタイルの促進

大量消費に流されず、モノに愛着を持って長く使うことは、素材や品質にこだわって本当に気に入ったものだけを買う生活習慣を醸成し、資源の節約やごみ減量につながります。

本区は、修理ショップ等の情報提供を行うほか、整理された空間での暮らしやモノを大切に使うライフスタイルについての普及啓発に努めます。

- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）  
「おもちゃの病院」によるおもちゃ修理を実施する。
- 生活用品の修理ショップ等の情報提供
- 啓発講座等による PR
  - ・エコ先生の特別授業
  - ・リサイクル推進サポーター養成講座
  - ・親子環境教室（環境政策課実施）
- 各種イベントでの普及啓発の実施（再掲）
- 消費者向け啓発講座との連携の検討  
消費生活研修会（消費生活センター実施）の開催を周知する。

### 3-(4) リユース（再使用）の推進

リユースを進めるためには、本区の事業と民間事業者の運営する店舗との連携が不可欠です。フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報提供を行うほか、イベントを通じて不用品の再活用を図り、区民のリユースを推進します。

- ステージ・エコ（フリーマーケット）の開催（再掲）
- 地域のフリーマーケット開催情報提供、器材の貸出
- リサイクルショップの情報提供
- 生活品や食品の再活用
  - ・陶磁器製食器類の抽選会を実施する。
  - ・フードバンク※と連携し、家庭で余っている食品を集めて寄付を行う。

※フードバンクとは

まだ食べられるにも関わらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに届ける活動およびその活動を行う団体。

### 3-(5) 集団回収の拡充

集団回収は、単に資源の回収にとどまらず、地域コミュニティの活性化やリサイクル意識の向上という意義を持つ、区民レベルで行える重要なリサイクル活動です。回収費用も行政が行う集積所回収に比べて低く抑えることができるため、本区では情報提供や普及啓発も含めたさらなる拡充に努めます。

- 地域活動団体等への働きかけ
- 集団回収実践団体・回収業者への支援
- 集団回収と集積所回収の統合の調査・研究
- 集団回収実践団体への感謝状贈呈
- 集団回収実践団体バス見学会の開催（再掲）



### 3-(6) 資源回収の拡充

家庭ごみの約 2 割を占める古紙など、分別されず排出された資源について、一層の分別徹底を推進します。また、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収の在り方について検討します。

あわせて、粗大ごみからの有用金属回収を行うなど、幅広く資源化を進めていきます。

- 資源回収の実施
- 拠点回収拡充の検討
  - ・ 移動回収拠点※について検討する。
  - ・ 小型家電回収について検討する。
- 資源の持ち去り対策

GPS 端末の設置による古紙持ち去り撲滅に向けた取り組みを実施する。
- 雑がみの回収量拡大に向けた普及啓発
- ミックスペーパー※回収の調査・研究
- 粗大ごみの資源化
  - ・ 不燃ごみの資源化について検討する。
- 事業者の自主回収との連携
- 新たな回収品目の検討

移動回収拠点について検討する。

※移動回収拠点とは

身近な区民施設等の敷地で、日時を定めて資源を回収する仕組み。

※ミックスペーパーとは

現在は雑がみとしての回収の対象とならない、レシート等の感熱紙やカーボン紙、ビニールコート紙などを指す。

## 4 事業系の3Rの推進

区のごみの約6割を占めていると推計される事業系ごみについて、3Rや適正処理を推進するため、本区は、事業所の規模や業種に応じた取り組みを進めます。

大規模事業所から排出される事業系ごみ量の削減は、区全体から排出されるごみ量の削減に大きく寄与するため、ごみの発生抑制をはじめとする3Rを推進するための指導、助言を行っていきます。

また、小規模事業所に対しては、効率的なリサイクルシステムの利用を推進していく等、適性排出に向けた啓発を強化していきます。

### 4-(1) 大規模事業所の3R推進

事業用建築物の所有者に対する指導や廃棄物管理責任者への講習会等を通じて、3Rと適正処理の推進を働きかけます。

- 事業用大規模建築物の所有者への指導
- 事業用中規模建築物の所有者への指導
- 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの働きかけ
- 廃棄物管理責任者講習会の実施  
廃棄物管理責任者講習会のeラーニング※を検討する。
- 再生品利用の働きかけ

※eラーニング（e-learning）とは  
インターネットを利用した学習形態。

#### 4-(2) 小規模事業所の3R推進

自主的なリサイクルシステムに取り組むことが困難な中小事業者について、本区は、事業者の3R推進のための取り組みを支援します。

- Rサークルオフィス文京の普及
- 産業別リサイクルの支援
- 生ごみ減量の推進  
ホームページ等を利用した食品廃棄物再生利用等の実施に関する普及啓発を行う。

#### 4-(3) 区の率先した取り組みの推進

本区は、シビックセンターをはじめとする区施設で3R推進に積極的に取り組み、事業者の規範となるよう努めます。

- 職員のマイ箸・マイカップ・エコバッグ持参行動の推進
- 分別ボックス利用や両面・裏面印刷などの徹底
- 課内不用品の有効活用
- 除籍図書の利用
- 区施設における再生品の積極的な利用
- 公共工事における再生品の積極的な利用
- 区施設内の生ごみリサイクルの実施

## 5 適正処理の推進

区民が安心して暮らせる循環型社会を実現するためには、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分に至る過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。本区は、東京二十三区清掃一部事務組合や東京都と連携し、環境負荷の低減とコスト削減に努めながら、基本的なごみ処理を着実にを行います。

### 5-(1) 適正な収集体制の維持

公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。

また、環境負荷の低減とコスト削減に配慮しつつ、高齢社会の進展など社会情勢に対応したきめ細やかな収集体制に努めます。

- 効率的な収集体制の構築
- 高齢者等を対象とした訪問収集（おせっかい収集隊）※
- 防鳥ネットの貸出
- 動物死体の処理
- 環境負荷の少ない収集車両の導入
- 不燃ごみ中継事業の千代田区への委託
- あわせ産廃※の収集
- 不法投棄対策

※訪問収集（おせっかい収集隊）とは

高齢者のみで居住している場合など、ごみ・資源を集積所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、清掃職員が戸別に玄関先から収集する「訪問収集」を実施している。

※あわせ産廃とは

小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど 5 種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理する。

### 5-(2) 区で収集しない廃棄物への対応

家電リサイクル法対象機器やパソコンなど事業者によるリサイクルが法律で義務づけられている品目、また、携帯電話やオートバイなど事業者等が自主回収をしている品目については、事業者への引き渡しについて周知します。バッテリー、耐火金庫、消火器など区では処理できないごみについては、処理方法を紹介し、適正処理を促進します。

- 家電リサイクル法対象品目への対応
- 家庭用パソコンへの対応  
資源有効利用促進法によるリサイクルのほか、小型家電としての取り扱いを検討する。
- 事業者の自主回収との連携（再掲）
- 適正処理困難物への対応

### 5-(3) 適正排出の推進

ごみの適正処理の基本は分別です。本区の定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者の協力が得られるよう、働きかけを行います。

- 有料ごみ処理券の適正貼付指導
- 事業用大規模建築物の所有者への指導（再掲）
- 事業用中規模建築物の所有者への指導（再掲）
- 在宅医療廃棄物への対応
- 医療廃棄物適正処理パンフレットの作成（再掲）
- ふれあい指導の実施
- 有害ごみ・危険物対策
- 集合住宅への指導体制の強化

### 5-(4) 事業系ごみの自己処理の促進

事業系ごみの自己処理原則を促進するため、一般廃棄物処理業者への委託の促進や、集積所への排出基準の見直しなどを検討します。

- 集積所への事業系ごみ排出基準の見直しの検討
- 事業系ごみ収集の事前登録及び集積所収集廃止の調査・研究
- 一般廃棄物処理業者の斡旋
- 一般廃棄物処理業者への許可・指導事務

#### 5-(5) 中間処理・最終処分

中間処理については、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理体制を維持し、環境負荷の少ない中間処理を実施します。

最終処分については、東京都が管理運営する最終処分場で埋立処分します。また、処分場の長期延命化に向けた施策に協力します。

- 東京二十三区清掃一部事務組合による中間処理
- 中間処理による減容化・資源化
- 最終処分の都への委託
- 最終処分場の延命化

#### 5-(6) 災害時の対応

今後想定される大地震や激甚な風水害に際しては、大量の廃棄物が発生し、通常時の収集・処分が困難になると考えられ、それらに対応するため必要な対策を取るものとします。

- 地域防災計画（ごみ・し尿・がれき等処理計画）に基づいた対応
- 災害時等を想定した配車訓練の実施

## 6 運営管理体制の充実

3Rや適正処理を推進し、循環型社会を実現するため、区民・事業者・区の三者の情報交流を図りながら連携を強化していくとともに、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体に対する働きかけを行います。また、リサイクル清掃事業に関する処理費用負担について検討し、情報公開についても積極的に取り組みます。

### 6-(1) 双方向の情報交換と区民参画

循環型社会を構築するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い実行することが重要です。そのためには、区から区民等に対して一方的に情報を提供するのではなく、リサイクル清掃事業に区民等の意見を反映させるため、さまざまな機会を捉えて、双方向の情報交流を図ります。区は、区民等がそれぞれの連携を密に保てるようコーディネーターとしての役割を担います。

併せて、区民等の中から3R推進について広く普及啓発等を行う担い手を育成し、その活動を支援していきます。

- リサイクル清掃審議会の運営
- 地域活動団体、NPOなどとの協働及び育成支援（再掲）
- 関係団体間のネットワーク形成のための取り組み（再掲）
- リサイクル推進サポーターの育成と活動の拡充  
サポーター同士が連携して行う3R推進活動について支援する。
- 意見交換会の開催
  - ・サポーター連絡会にて意見交換を行う。
  - ・各種講座の中で意見交換の機会を設ける。

### 6-(2) 国等への要望

廃棄物の適正処理や循環型社会の構築に向けて、全国的な対応が必要な事項や本区単独では解決が困難な課題について、国や業界団体へ働きかける必要があります。

製造・販売事業者に対しては、拡大生産者責任に伴う生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や再生品の利用、資源化しやすい材料の利用について、家庭ごみの排出抑制につながるよう、働きかけを行っていきます。

- 製造・販売事業者への拡大生産者責任の拡充要請
- エアゾール缶等の安全な収集・処理に関する要請
- 容器包装リサイクル法改正への働きかけ

### 6-(3) 行政内部での連携

循環型社会を実現するため、リサイクル清掃部署のみならず、関係部署との連携・協力を推進します。

- 他部署との連携

### 6-(4) 処理費用負担の検討

家庭ごみについては、有料化の導入について、情報収集や調査・研究を行います。  
事業系ごみについては、自己処理原則に則り、処理手数料の適正化を図ります。

- 家庭ごみ有料化の検討
- 事業系ごみ処理手数料の改定

### 6-(5) 情報の公開

リサイクル清掃事業の透明性を高め、区民のごみ減量や3Rに対する意識向上を図るため、区民に対してごみ・資源量やコストに関する情報を公開していきます。

- ごみ・資源量、処理コストの情報公開
- 「文京区のリサイクルと清掃事業」(事業概要)の発行



## 7. 3 基本的なごみ処理体制

### 1 一般廃棄物の処理方法

本区で排出されるごみ・資源は表 7-1 の方法により処理してきました。平成 28 年度以降も基本的にこの方法によって処理するものとしませんが、効率的な処理や 3R への取り組みを推進するため、必要に応じて処理方法の見直しを行っていきます。

表 7-1 一般廃棄物の処理方法

種別	対象品目	排出場所	収集回数	排出方法	
可燃ごみ	厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物、プラスチック、ゴム、皮革などの廃棄物	資源・ごみ集積所	週 2 回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出	
			月 2 回	規則で定められた容器、困難な場合は規則で定められた袋で排出	
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器などの廃棄物				
粗大ごみ	家電（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）、家具などおおむね30cm以上のもの	自宅前	申込制	粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を添付して排出	
資源	資源（新聞）	資源・ごみ集積所	週 1 回	種類別にひもで縛って排出	
	資源（雑誌・雑がみ）				
	資源（段ボール）				
	資源（びん）				水ですすいで排出
	資源（かん）				水ですすいで、つぶして排出
	資源（ペットボトル）				キャップ、外装ラベルを外して、水ですすいで、つぶして排出
	資源（紙パック）	回収拠点	週 1 回	水ですすいで、切り開いて、乾かして排出	
	資源（乾電池）				使い捨ての筒型乾電池（一次電池）のみ回収
	資源（トレイ）				水ですすいで、乾かして排出
	資源（プラスチック製ボトル容器）				キャップ・ポンプなどは外して、水ですすいで排出
	資源（衣類）				洗うなどしてきれいな状態でビニール袋に入れて排出
	資源（ペットボトルキャップ）				水ですすいで、店頭のパペットボトルキャップ入れに排出
	資源（蛍光管）				購入時の箱に入れるか、紙に包んで排出

## 2 区が収集する事業系一般廃棄物の基準

事業系一般廃棄物のうち本区が収集するものは、従前に引き続き、表 7-2 の区分によるものとします。

表 7-2 事業系ごみの区分

種別	収集方法
一般廃棄物	事業系一般廃棄物の処理について、事業者は、自ら又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者に委託して行う。ただし、家庭廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は文京区が処理することができる。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(あわせ産廃)	「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」とは、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の人数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

## 3 一般廃棄物収集体制

### (1) 区的一般廃棄物収集体制

清掃事務所に所属する職員並びに区所有の清掃車両及び雇い上げによる車両によって、家庭ごみ及び一部の事業系廃棄物の収集を行います。

### (2) 廃棄物処理業者

区内で排出されるごみのうち、事業系廃棄物の多くは、本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者が収集します。本区は、引き続き許可に関する業務を行います。

#### 4 一般廃棄物処理施設

区内で排出されたごみは、本区並びに本区の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集及び運搬、もしくは事業者の自己車両等による運搬によって、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する中間処理施設（清掃工場・不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設）に持ち込まれ、適正に処理されます。

処理した後の残渣は、最終的に東京都が設置及び運営する新海面処分場において埋立処分します。

なお、一般廃棄物の中間処理施設の整備は、東京二十三区清掃一部事務組合が実施します。

## 第8章 生活排水処理

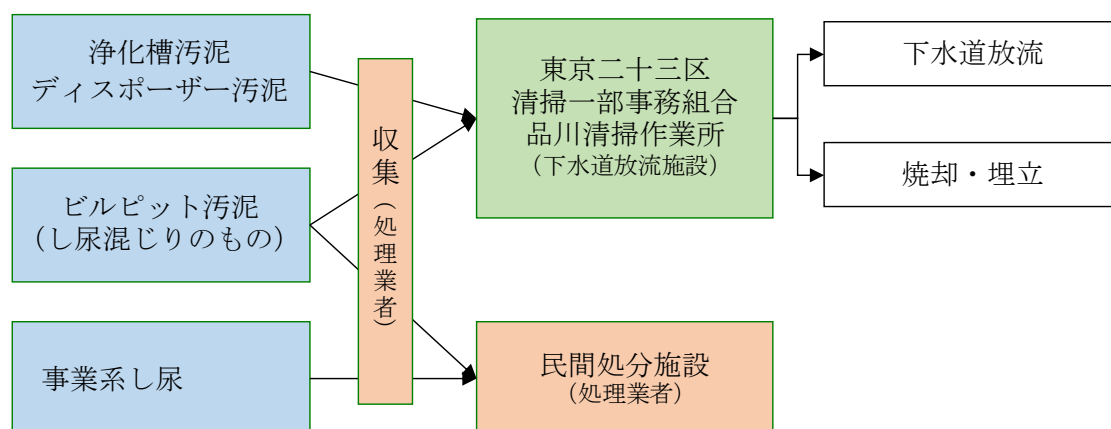
### 1 収集状況

区内の下水道普及率は100%で、し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により処理されており、区内の一般家庭において使用されているくみ取り便所は、現在ありません。また、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥<sup>5</sup>、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水(作業所内で発生するもの)、事業系し尿については、区が業務を許可した一般廃棄物処理業者が収集及び処理を行っています。

### 2 処理方法

処理業者によって収集された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水(作業所内で発生するもの)、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。最終的にはほとんどが下水道放流されますが、一部、焼却・埋立等されるものがあります。

図8-1 生活排水の処理フロー



<sup>5</sup> 東京都下水道条例施行規程が定めるディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥。

## 參考資料



## 資料 1 排出実態調査の結果

区のごみ・資源の排出状況等を把握するため、以下の調査を実施し、本計画策定の基礎資料としました。

### 1 調査概要

#### (1) 区民アンケート調査

区民のごみや資源の処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取り組み状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成 26 年 7 月～9 月
- 調査対象 無作為抽出した区内 2,000 世帯
- 調査方法

郵送により調査票の送付及び回収を行いました。回収後、コンピューターによる集計分析等を行いました。

- 有効回収率 38.8%

#### (2) 事業所アンケート調査

区内の事業所から発生するごみ・資源の量及び処理方法、ごみ減量・リサイクルへの取り組み状況や意識・意向等を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成 26 年 7 月～9 月
- 調査対象 業種別・従業員規模別に分けて抽出した区内 2,000 事業所
- 調査方法

郵送により調査票の送付及び回収を行いました。回収後、コンピューターによる集計分析等を行いました。

- 有効回収率 40.7%

#### (3) 家庭ごみ排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみと不燃ごみについて、1 人 1 日あたりの排出量（排出原単位）を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成 26 年 6 月 16 日～平成 26 年 6 月 21 日（6 日間）
- 調査方法

調査員を可燃ごみ収集日にごみ集積所に配置し、世帯人数と何日分のごみかを聞き取り、そのごみの重量を測定しました。調査終了後、調査

データの分析を行い、家庭ごみの平均的な排出原単位を推計しました。

- 調査サンプル数 560 世帯分

#### (4) 家庭ごみ組成分析調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの組成割合を明らかにし、分別協力率や資源の混入状況を把握するための調査を実施しました。

- 調査期間 平成 26 年 6 月 16 日～平成 26 年 6 月 21 日 (6 日間)
- 調査方法

地域特性及び住居形態に偏りがないよう、区内 15 の地域を調査対象地域とし、収集した可燃ごみ及び不燃ごみについて、内容物を品目別に分類し品目ごとに重量を測定する等の調査を実施しました。調査終了後、調査データの分析を行いました。

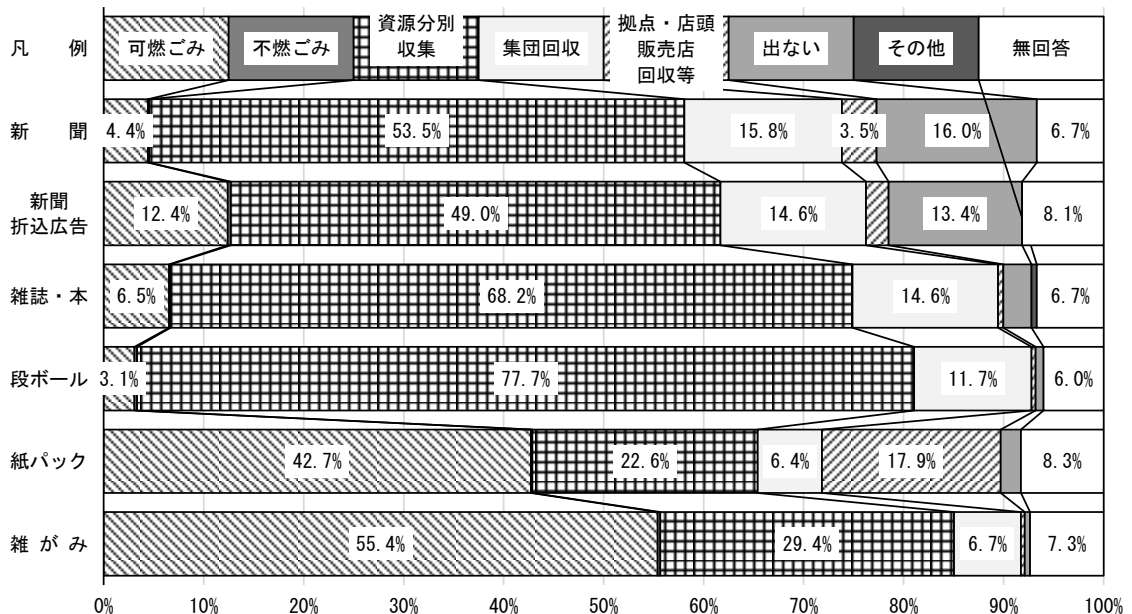
- 調査サンプル量

可燃ごみ 1,065.46kg 不燃ごみ 490.91kg 計 1,556.37kg

## 2 各調査結果 (抜粋)

### (1) 区民アンケート調査

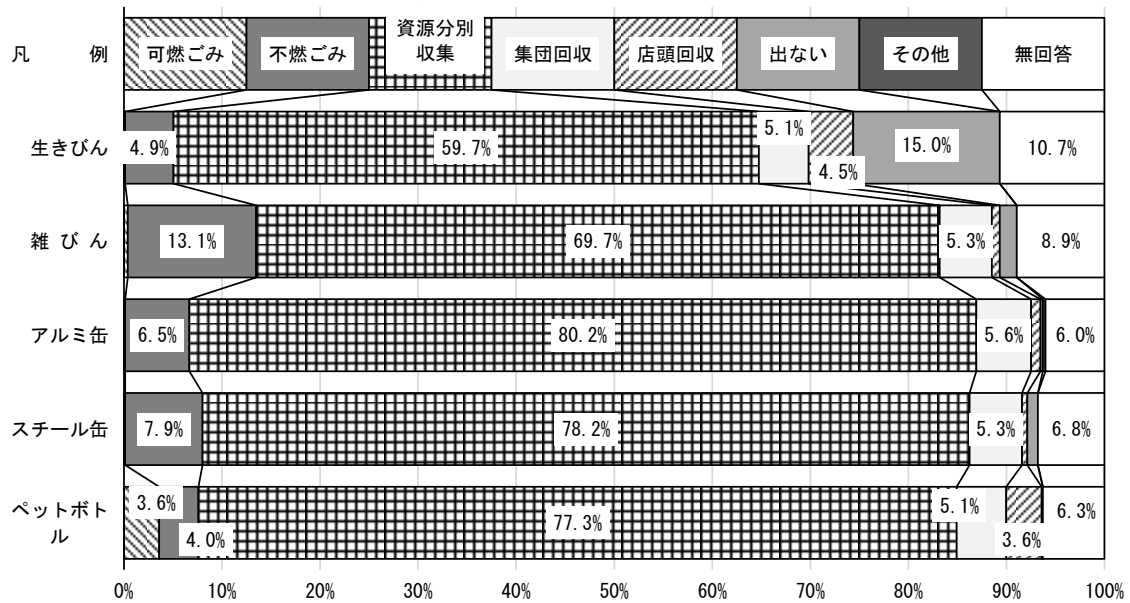
- 紙類の処理方法



※3%未満のものは内訳数値の表示を省略しました。



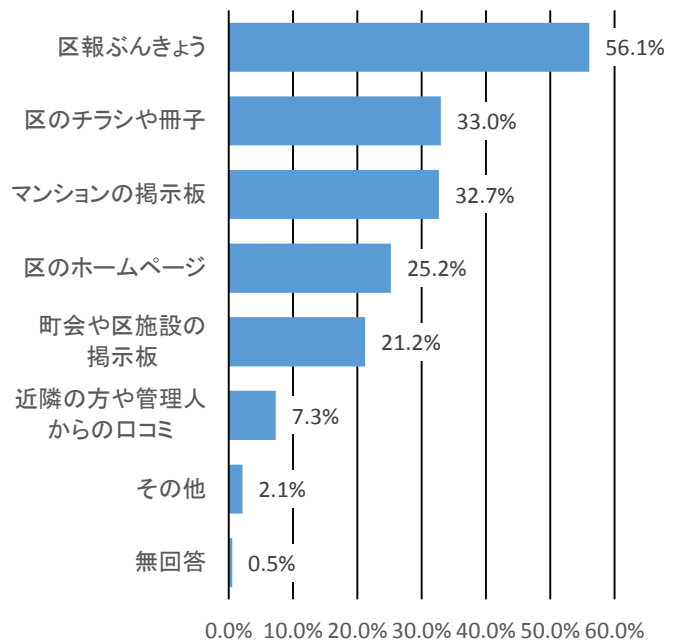
● びん・缶・ペットボトルの処理方法



※3%未満のものは内訳数値の表示を省略しました。

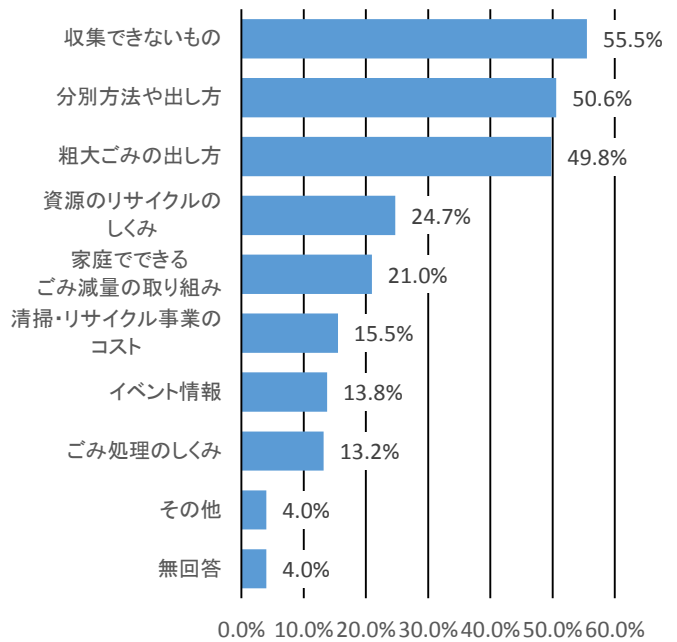
● 清掃・リサイクルに関する情報の入手媒体

選択肢	回答数	割合
区報ぶんきょう	420	56.1%
区のチラシや冊子	247	33.0%
マンションの掲示板	245	32.7%
区のホームページ	189	25.2%
町会や区施設の掲示板	159	21.2%
近隣の方や管理人からの口コミ	55	7.3%
その他	16	2.1%
無回答	4	0.5%
全体	749	100.0%



● 清掃・リサイクルに関する情報で知りたいもの

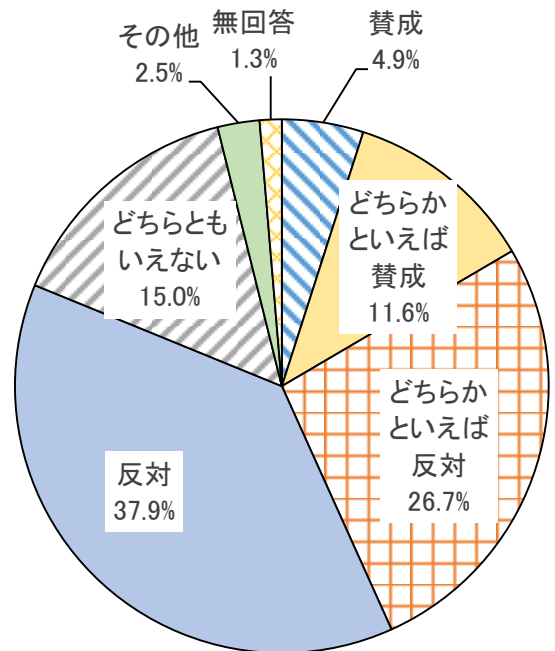
選択肢	回答数	割合
収集できないもの	416	55.5%
分別方法や出し方	379	50.6%
粗大ごみの出し方	373	49.8%
資源のリサイクルのしくみ	185	24.7%
家庭でできるごみ減量の取り組み	157	21.0%
清掃・リサイクル事業のコスト	116	15.5%
イベント情報	103	13.8%
ごみ処理のしくみ	99	13.2%
その他	30	4.0%
無回答	30	4.0%
全体	749	100.0%



● 家庭ごみ有料化への賛否

選択肢	回答数	割合
賛成	37	4.9%
どちらかといえば賛成	87	11.6%
どちらかといえば反対	200	26.7%
反対	284	37.9%
どちらともいえない	112	15.0%
その他	19	2.5%
無回答	10	1.3%
全体	749	100.0%

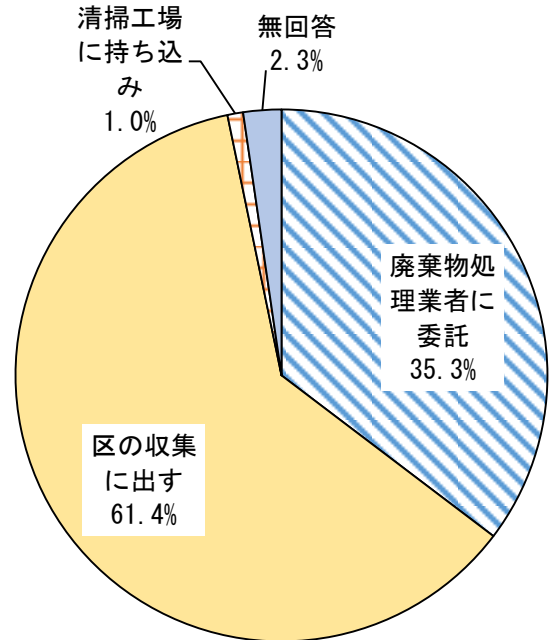
※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。



## (2) 事業所アンケート調査

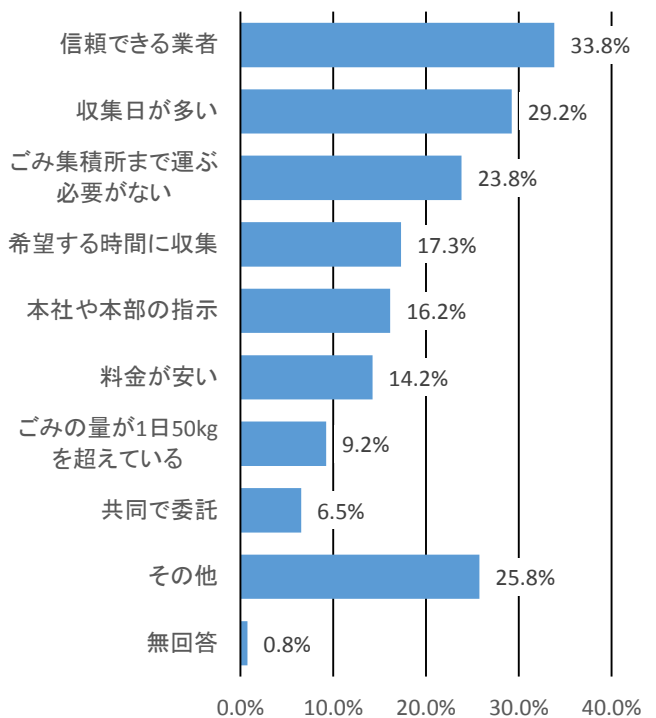
### ● ごみの処理方法

選択肢	件数	割合
廃棄物処理業者に委託	260	35.3%
区の収集に出す	452	61.4%
清掃工場に持ち込み	7	1.0%
無回答	17	2.3%
全体	736	100.0%



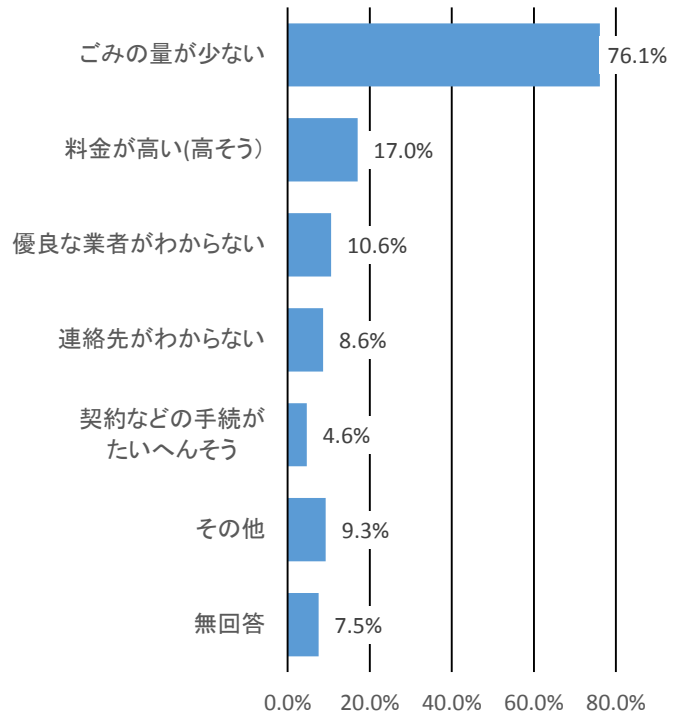
### ● 一般廃棄物処理業者に委託している理由

	件数	割合
信頼できる業者	88	33.8%
収集日が多い	76	29.2%
ごみ集積所まで運ぶ必要がない	62	23.8%
希望する時間に収集	45	17.3%
本社や本部の指示	42	16.2%
料金が安い	37	14.2%
ごみの量が1日50kgを超えている	24	9.2%
共同で委託	17	6.5%
その他	67	25.8%
無回答	2	0.8%
全体	260	100.0%



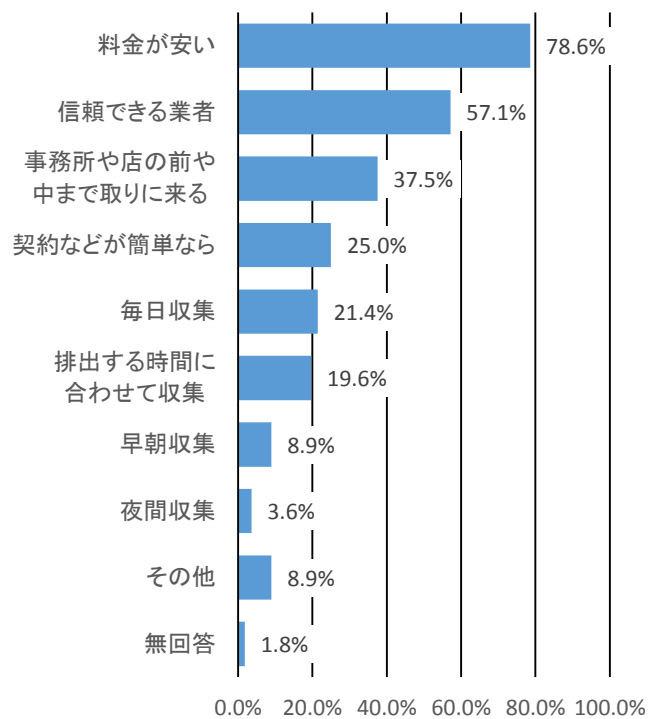
● 一般廃棄物処理業者に委託していない理由

	件数	割合
ごみの量が少ない	344	76.1%
料金が高い(高そう)	77	17.0%
優良な業者がわからない	48	10.6%
連絡先がわからない	39	8.6%
契約などの手続きがたいへんそう	21	4.6%
その他	42	9.3%
無回答	34	7.5%
全体	452	100.0%



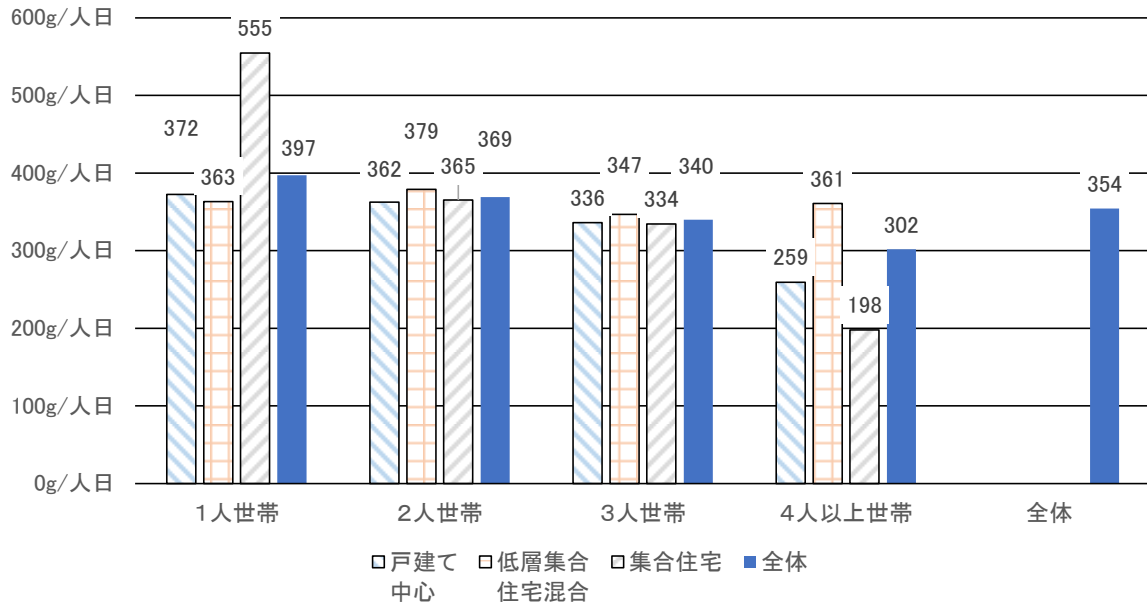
● 一般廃棄物処理業者への委託条件

	件数	割合
料金が安い	44	78.6%
信頼できる業者	32	57.1%
事務所や店の前や中まで取りに来る	21	37.5%
契約などが簡単なら	14	25.0%
毎日収集	12	21.4%
排出する時間に合わせて収集	11	19.6%
早朝収集	5	8.9%
夜間収集	2	3.6%
その他	5	8.9%
無回答	1	1.8%
全体	56	100.0%



### (3) 家庭ごみ排出原単位調査

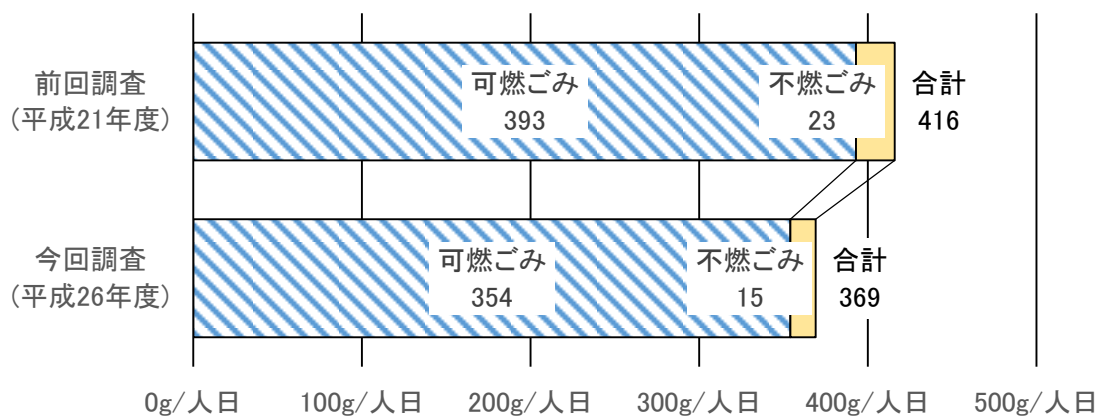
#### ● 区民1人1日当たりの可燃ごみ量



#### ● 平成21年度調査との比較

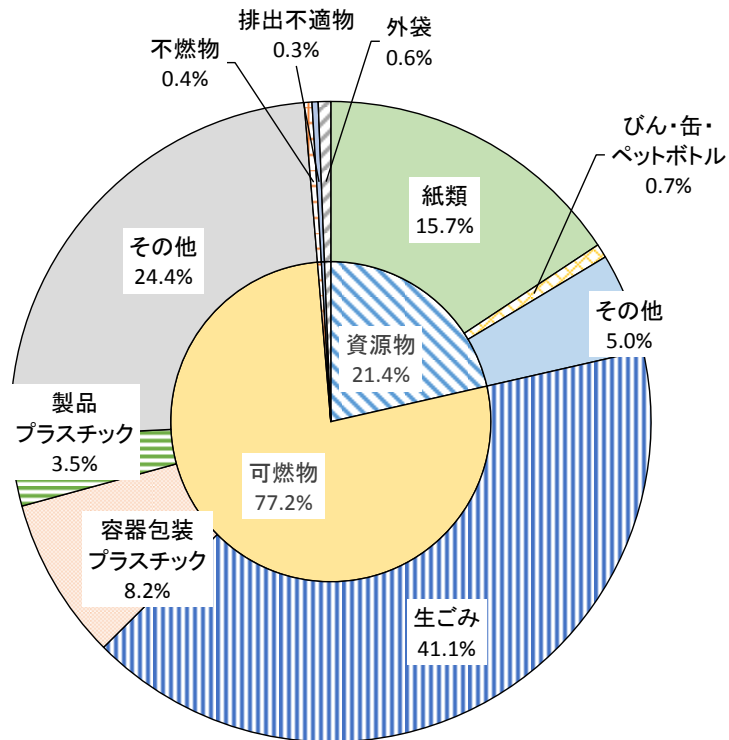
単位(g/人日)

	前回調査 (平成21年度)	今回調査 (平成26年度)	増減
可燃ごみ	393	354	▲ 39
不燃ごみ	23	15	▲ 8
合計	416	369	▲ 47

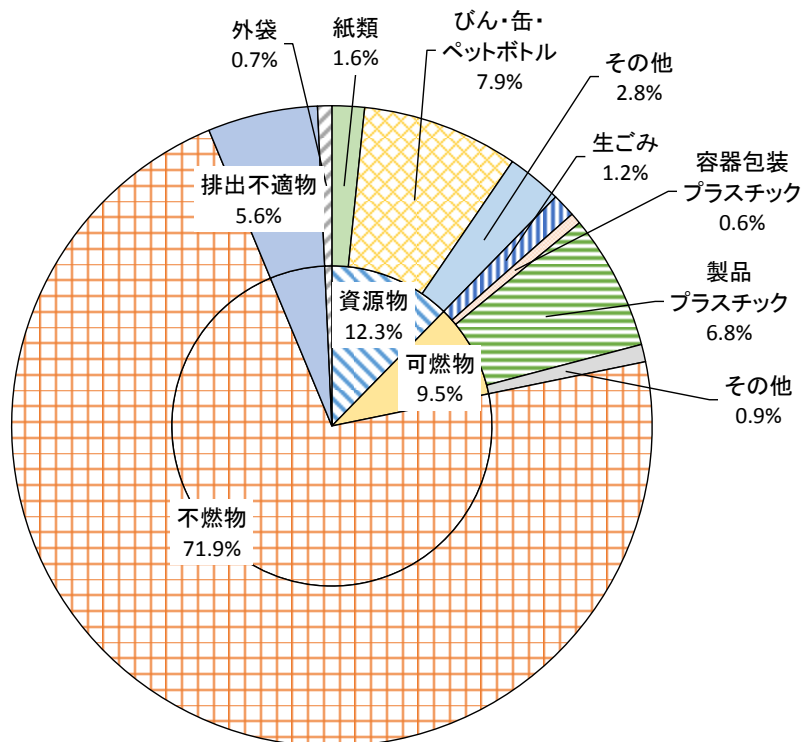


#### (4) 家庭ごみ組成分析調査

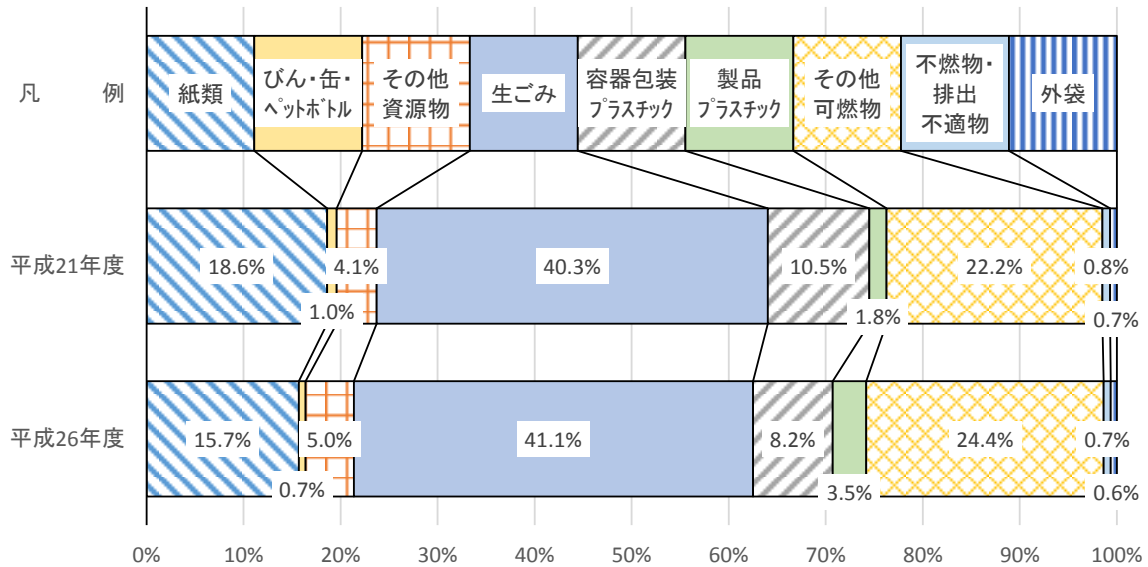
##### ● 可燃ごみの組成



##### ● 不燃ごみの組成



● 可燃ごみの平成21年度調査との比較



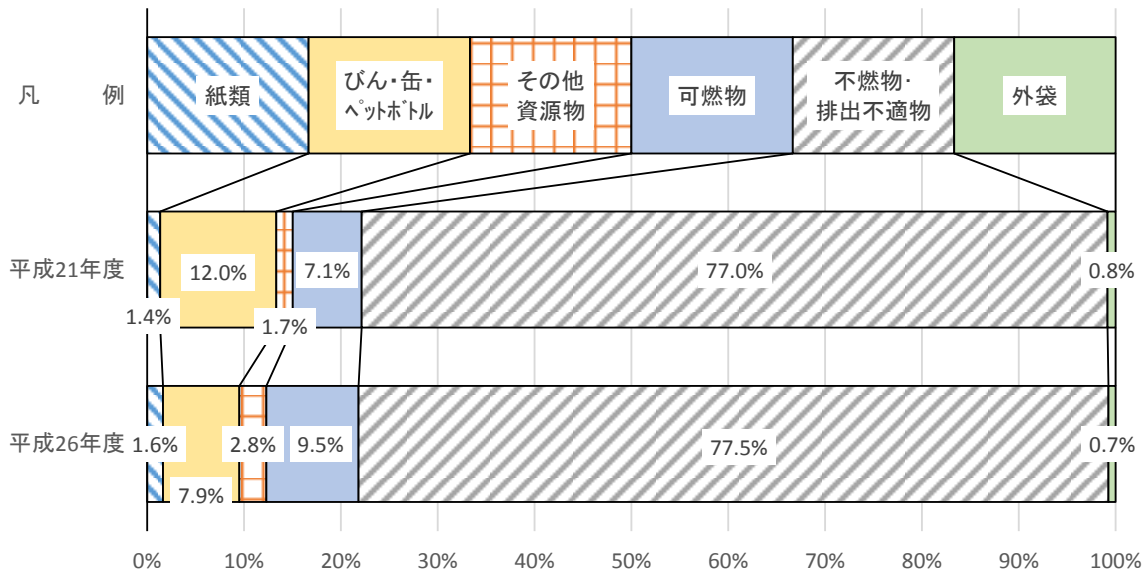
	平成26年度	平成21年度	増減
新聞	1.6%	1.6%	0.0%
折込広告	0.7%	1.1%	-0.5%
雑誌・本	2.0%	4.7%	-2.7%
段ボール	0.9%	1.1%	-0.1%
紙バック	0.5%	0.7%	-0.2%
OA用紙	0.5%	1.1%	-0.6%
容器包装紙類	4.2%	4.2%	0.0%
その他紙類	5.3%	4.1%	1.2%
生きびん	0.0%	0.0%	0.0%
雑びん	0.1%	0.3%	-0.2%
飲用・食用スチール缶	0.1%	0.1%	0.0%
飲用・食用アルミ缶	0.0%	0.1%	0.0%
エアゾール缶等 (中身なし)	0.0%	—	—
ペットボトル	0.5%	0.5%	0.0%
衣類	3.7%	4.0%	-0.3%
発泡スチロール製食品トレイ (白)	0.1%	0.1%	0.0%
発泡スチロール製食品トレイ (柄)	0.1%	—	—
ボトル容器	1.1%	—	—
キャップ類	0.1%	—	—
乾電池	0.0%	0.0%	0.0%
蛍光管	0.0%	—	—

紙類	15.7%	18.6%	-2.9%
びん・缶・ペットボトル	0.7%	1.0%	-0.3%
その他資源物	5.0%	4.1%	0.9%
合計	21.4%	23.7%	-2.3%

(注) 網掛けは平成21年度には拠点回収対象ではなかった品目。

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。

● 不燃ごみの平成21年度調査との比較



	平成26年度	平成21年度	増減
新聞	0.3%	0.4%	-0.1%
折込広告	0.0%	0.0%	0.0%
雑誌・本	1.0%	0.0%	1.0%
段ボール	0.1%	0.6%	-0.5%
紙バック	0.0%	0.0%	0.0%
OA用紙	0.0%	0.0%	0.0%
容器包装紙類	0.1%	0.2%	-0.1%
その他紙類	0.0%	0.1%	-0.1%
生きびん	0.0%	0.0%	0.0%
雑びん	5.4%	8.2%	-2.8%
飲用・食用スチール缶	1.2%	2.6%	-1.4%
飲用・食用アルミ缶	0.3%	0.8%	-0.5%
エアゾール缶等（中身なし）	0.8%	—	—
ペットボトル	0.1%	0.4%	-0.2%
衣類	0.0%	0.1%	-0.1%
発泡スチロール製食品トレイ（白）	0.0%	0.0%	0.0%
発泡スチロール製食品トレイ（柄）	0.0%	—	—
ボトル容器	0.2%	—	—
キャップ類	0.0%	—	—
乾電池	1.4%	1.6%	-0.2%
蛍光管	1.2%	—	—

紙類	1.6%	1.4%	0.3%
びん・缶・ペットボトル	7.9%	12.0%	-4.1%
その他資源物	2.8%	1.7%	1.1%
合計	12.3%	15.1%	-2.7%

(注) 網掛けは平成21年度には拠点回収対象ではなかった品目。

※端数処理の関係で合計値等が合わない場合があります。



## 資料2 進捗状況管理のための仮定値の算定

表6-3に示した進捗状況を管理するための仮定値は次のように算定した。

家庭ごみ排出原単位調査で把握した、区民1人1日当たりの排出原単位は、可燃ごみが354g/人日、不燃ごみが15g/人日である。これに人口206,842人と年間日数の365日をかけて、平成26年度の家庭ごみ量を推計した。

この家庭ごみ量を、平成26年度の収集ごみ量で除すことで、区収集による可燃ごみと不燃ごみに占める家庭ごみの割合を、それぞれ66.1%、66.9%と推計した。

	排出原単位 (g/人日)	人口(注) (人)	家庭ごみ量 (t/年)	収集ごみ量 (t/年)	家庭ごみ 割合
可燃ごみ	354	206,842	26,726	40,409	66.1%
不燃ごみ	15		1,132	1,692	66.9%

(注)人口は平成26年10月1日現在